

本土復帰50周年記念
伊江島の歴史・保存継承映像作成事業
仕様書

本仕様書は、伊江村（以下「本村」という）が受託事業者に委託する本事業に関する仕様を示すものとする。

1. 件名：本土復帰50年記念 ～アメリカ世からヤマト世へ～ 人を結び未来へつなぐ
伊江島の歴史・保存継承映像作成事業（以下「本事業」とする。）

2. 目的

日本復帰50年目となる節目の年に、終戦からアメリカ統治下、そして日本復帰までの当時の伊江村の状況を、海を越え、村のためにつくした方々へのインタビュー及び演劇などを通して後世へ伝えるための映像制作を行う。

3. 業務内容：伊江島の歴史・保存継承映像作成に係る業務

4. 契約期間：契約締結の日から令和5年2月28日まで

5. 履行場所：伊江村地内、東京都内

6. 映像制作

(1)内容

インタビューや演劇などの映像を通して、アメリカ統治下から日本復帰までの様子が伝わるような内容とし、作成する内容や本数は、下記の通りとすること。

また、撮影場所は伊江村内、東京都とする。

① 【インタビュー映像について】

(ア) ビデオの構成については、インタビュー映像や記録写真などを使用すること。

(イ) インタビューによる体験談を取材、撮影すること。

ただし、対象者は伊江村が指定する

(ウ) インタビュー対象者は5名程度とする。（うち1名、東京都でのインタビュー予定、撮影班は2名とする。2泊3日見込むこと）

(エ) インタビューは対象者ごとに日程を調整し、それぞれ撮影する。

(オ) 映像の所用時間は1人20分程度とする。

② 【演劇の映像について】

- (ア) 村立伊江小学校及び西小学校の学習発表会（6年生）の映像を撮影する。
- (イ) 学習発表会は11月26（土）、27（日）午前中に開催予定。
- (ウ) 映像の所用時間は2校併せて90分程度とする

③ 【イベント映像について】

- (ア) 伊江中学校の合唱コンクールを取材すること。10月20日（木）予定。
- (イ) 5月に開催された写真展も組み込むこと（村で撮影済み）
- (ウ) 映像の所用時間は60分程度とする。

(2) 活用シーン

制作されたコンテンツは、本村及びイベント時でのみ放映できることとし、コンテンツ自体の付加価値をつける。

(3) 撮影方法等

- (ア) 企画、撮影許可申請、出演者との調整、撮影、資料収集、編集など本事業に係る作業の全てを行うこと。
- (イ) 撮影当日の天候が不良である場合は、本村と協議の上、撮影を延期することとし、当該延期に係る費用は無償とすること。
- (ウ) 撮影場所は伊江村内のみで行うこと。
- (エ) その他

- ① 【インタビュー映像】、【演劇映像】、【イベント映像】については、名前及び場所などのキャプションを日本語で入れること。
- ② 地域の特性や映像の内容にあった音楽を使用すること。ただし音楽はオリジナルかフリー音源を使用し、著作権法上問題の発生しないものとする。
- ③ 映像のアスペクト比を16：9の近似値で、フルHD方式以上による撮影を基本とする。映像圧縮は最低限に留め、高画質な映像を確保する。
大型ビジョンの対応拡張子は以下のとおり。
 - ・ 静止画→JPG、JPEG、BMP、GIF、PNG、TIFF
 - ・ 動画形式：MPEG-2、H.264
 - ・ 動画拡張子：mpg, m2t, m2p, m2ts, mts
 - ・ テロップ：TXT、RSS
 - ・ オーディオ：wav, mp3
 - ・ HTML：html, htm, asp（HTML 5 対応）

7. 成果品納入

(1) 映像

- ① フルHD画質またはそれ以上の画質のマスターデータ 2点
※ジャケット作成や盤面印刷を行い、個々にケースに入れること。
- ② 作成したビデオ DVD 12枚 ブルーレイディスク 12枚
※ジャケット作成や盤面印刷を行い、個々にケースに入れること。
- ③ ハードディスクでの提出物
 - ・再生に最適なサイズ・フォーマットにしたデータ1点
 - ・撮影した映像素材1点
 - ・動画内キャプションのテキストデータ1点

(2) 実施報告書1部

(3) その他、本事業に付随する資料で本村から求められたもの

8. 実施報告書

- (1) 本事業受託者は、委託業務実施報告書（様式任意）を作成し、報告・提出すること。また業務実施後において、本村より追加で質問や資料の提出依頼があれば、直ちに報告・提出すること。
- (2) 本事業にかかった費用内訳および支払いを証明する証憑書類を提出すること。

9. 業務上の留意点

- (1) 本事業に当たりリースされた機材などについては、細心の注意を払って取り扱うものとする。重大な過失による破損は、自己責任において弁償しなければならない。
- (2) 本事業における企画提案をする企業はコンソーシアムを組んで応募することも可能とする。
- (3) 本事業は全て一括で委託するものとし、各業務での委託は行わない。
- (4) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書と異なる場合がある。
- (5) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

10. 著作権・特許等

- (1) 受託者は、納入物のうち本事業の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1) の規定は、受託者の従業員、再委託した場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1) 及び (2) の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4) は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

11. 情報管理

個人情報に関する法律、条例等の規定を遵守するとともに、細心の注意をもって情報の管理にあたるものとし、契約書に別記する「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12. 秘密の保持

受託者は、委託者から秘密とされた事項及び本仕様に関して知り得た委託者の秘密を、第三者に漏らしてはならない。

本条の規定は、本仕様に基づく手続き終了後も有効に持続する。

13. 瑕疵担保責任

納品後から1年間は瑕疵や不具合について無償で修正し、又はこれを取り替える責任を負うこと。

1 4. その他注意事項

- (1) 本事業の遂行に当たっては、村条例及び規則、関係法令を遵守すること。
- (2) 事故発生時には、本村に速やかに報告すること。
- (3) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度本村と協議のうえ処理すること。
- (4) 本委託業務の実施にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、本村と協議し本村の指示に従うこととする。